

議案第80号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求
める。

令和元年12月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項を次のように改める。

都市計画審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
-----------	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)			(略)		
手話施策推進会議委員	年額	10,000円 ただし、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額	手話施策推進会議委員	年額	10,000円 ただし、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
都市計画審議会委員	日額	5,000円	都市計画審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
環境保全審議会委員	日額	5,000円			環境保全審議会委員
(略)			(略)		